

第二期取手市成年後見制度利用促進基本計画（案）

令和5年4月

取手市

市長挨拶文予定

第1章	第二期取手市成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ	4
1	基本計画策定の背景	4
2	基本計画の期間	5
3	計画策定のための取組み状況	6
4	計画の評価・進行管理	6
第2章	成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況	7
1	高齢者の現状	7
2	障がい者の現状	9
第3章	計画の基本理念・施策概要	11
1	基本理念	11
2	施策概要	11
第4章	施策における具体的取組み	13
施策1	成年後見制度の普及・啓発	13
1	成年後見制度の普及・啓発	13
施策2	成年後見制度利用支援	14
1	成年後見制度の利用支援事業	14
施策3	中核機関の設置運営及び具体的業務	16
1	中核機関の設置と運営	16
2	中核機関が担う機能と業務	16
施策4	地域連携ネットワークづくり	19
1	地域連携ネットワークの3つの役割	19
2	地域連携ネットワークの基本的仕組み	22
施策5	施策1から4における評価指標及び評価方法	27
1	評価指標	27
2	評価方法	27
<参考資料>		28

第1章 第二期取手市成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

1 基本計画策定の背景

(1) 成年後見制度利用促進法の施行と国の第二期基本計画の策定

平成28(2016)年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

国は令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下「国の基本計画」という。)を策定しました。

このことから、本市においても、国の基本計画を勘案した「第二期取手市成年後見制度利用促進基本計画」(以下「市の基本計画」という。)を策定し、令和元年度に策定した市の基本計画をベースに本市の成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を着実に推進していくこととしました。

(2) 認知症施策推進大綱の策定

認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、認知症バリアフリーの取り組みを進めていくとともに、共生の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めるため、令和元年に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。認知症バリアフリーの推進においては、「成年後見制度の利用促進」が位置付けられています。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

※大綱の5つの柱：①普及啓発・本人発信支援 ②予防 ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 ⑤研究開発・産業促進・国際展開

2 基本計画の期間

今回策定する市の基本計画は、成年後見制度の利用促進に関連する市の他の計画（第9期介護保険事業計画、第7期障害福祉計画）の次期計画期間を勘案して令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

(年度)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
取手市成年後見制度利用 促進基本計画	第1期		第2期 (4年間)				第3期 (未定)		
【国】成年後見制度利用 促進基本計画	第1期		現行計画期間 (5年間)				次期計画期間 (未定)		
取手市総合計画 (基本計画)	第6次 (とりで未来創造プラン2020)				次期計画期間				
取手市地域福祉計画	第3期				次期計画期間				
取手市介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期		第10基		
取手市障害者福祉計画	現行計画期間				次期計画期間				
取手市障害福祉計画 (障害児福祉計画)	第5期	第6期			第7期		第8期		

3 計画策定のための取組み状況

令和4年度に成年後見制度利用促進審議会を開催し、医療・福祉関係者・司法関係者等より市の基本計画に関する議論を行いました。

また、令和5年1月から2月には意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

4 計画の評価・進行管理

取手市成年後見制度利用促進審議会において、評価指標や評価方法を具体的に定め、市の基本計画の進捗状況や実施状況等を確認し、評価を行うことにより、必要に応じた見直し等を行います。

第2章 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況

1 高齢者の現状

取手市の総人口は減少している一方、高齢者の人口・割合は今後も増加傾向にあり、令和7年には35%になると予想されています。

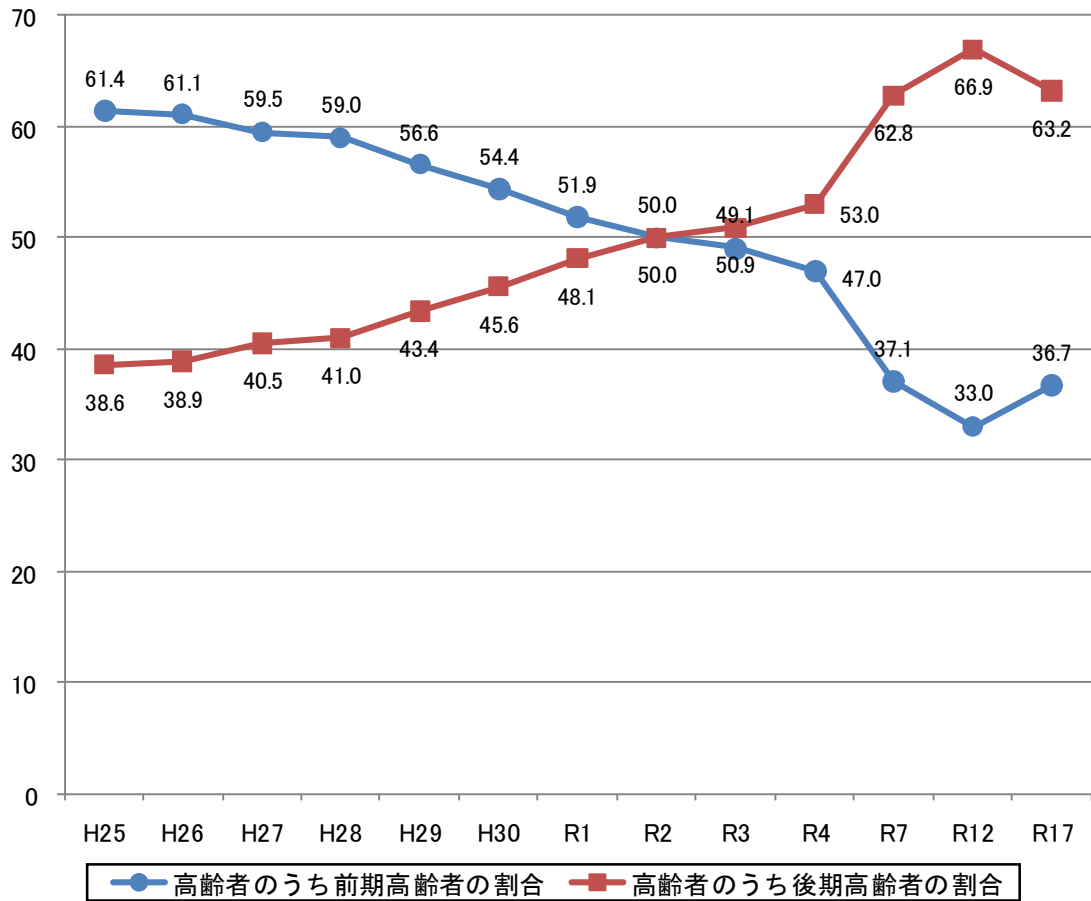
また、認知症に関する相談件数の増加や厚生労働省の将来推計からも、今後認知症の人が増加していく傾向にあり、認知症の人やその家族を支える体制づくりの推進や支援の充実が求められています。

(単位：人、%)

年	取手市 総人口	65歳以上 人口	65歳以上 75歳未満 (前期高齢者)		75歳以上 (後期高齢者)		
			総人口に対 する65歳 以上の割合	高齢者のうち 前期高齢者の 割合	人口	高齢者のうち 後期高齢者の 割合	
H25(2013)	109,955	30,473	27.7	18,715	61.4	11,758	38.6
H26(2014)	109,392	31,818	29.1	19,456	61.1	12,362	38.9
H27(2015)	109,184	33,106	30.3	19,687	59.5	13,419	40.5
H28(2016)	108,781	34,266	31.5	20,215	59.0	14,051	41.0
H29(2017)	108,278	35,026	32.3	19,815	56.6	15,211	43.4
H30(2018)	107,704	35,658	33.1	19,388	54.4	16,270	45.6
R1(2019)	107,204	36,179	33.7	18,762	51.9	17,417	48.1
R2(2020)	107,204	36,565	34.2	18,287	50.0	18,278	50.0
R3(2021)	106,293	36,710	34.5	18,025	49.1	18,685	50.9
R4(2022)	106,143	36,924	34.8	17,347	47.0	19,577	53.0
R7(2025)	98,932	34,644	35.0	12,866	37.1	21,778	62.8
R12(2030)	93,372	33,242	35.6	10,988	33.0	22,254	66.9
R17(2035)	87,188	32,084	36.8	11,788	36.7	20,296	63.2

前期高齢者・後期高齢者の割合の推移

(%)



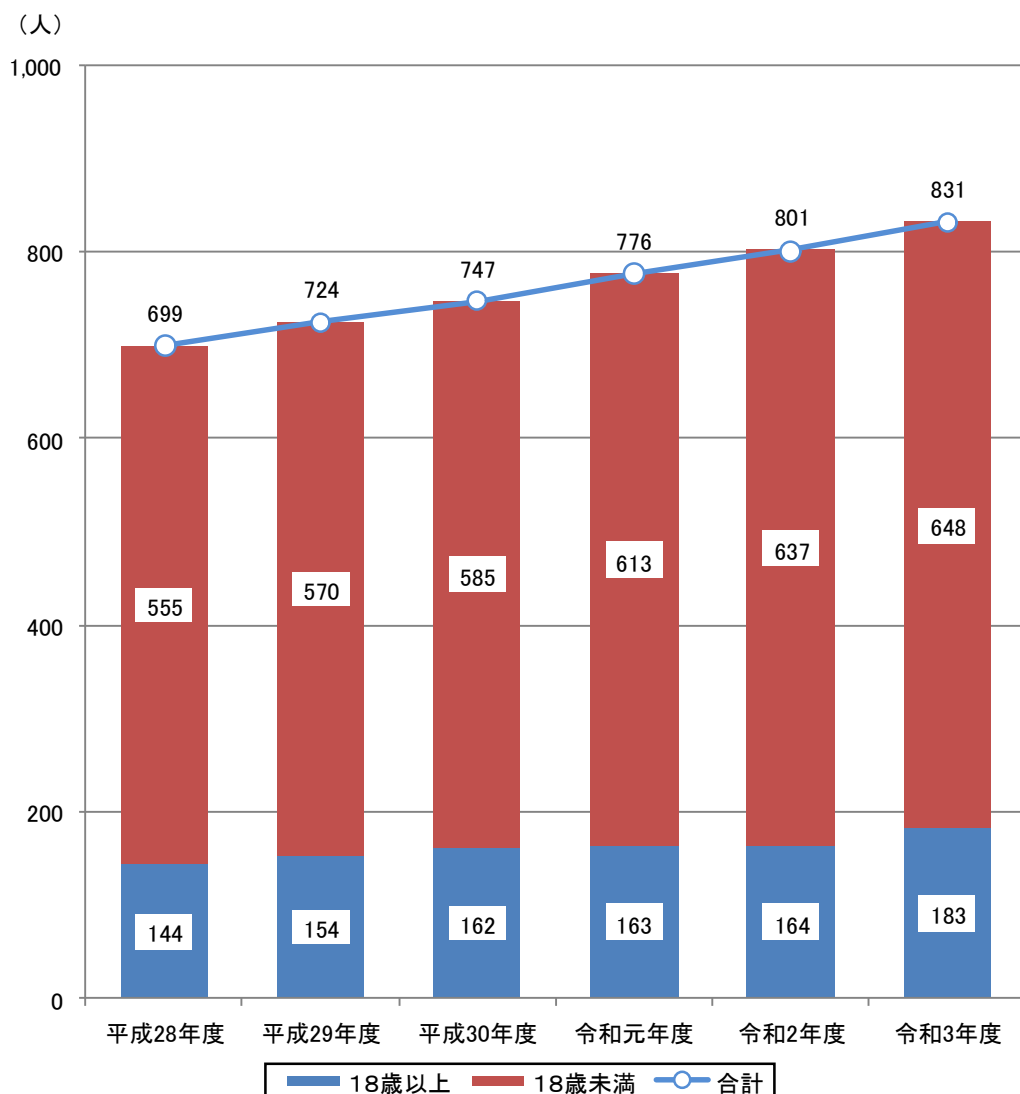
2 障がい者の現状

発達障がいをはじめとする概念の広がりや本人、保護者の障がい受容が進んだこと等により、手帳所持者の数は増加傾向にあります。

手帳所持者の中でも障がい特性や症状が異なるため、一概には言えませんがより重度の人の方が制度利用の可能性が高いと考えられます。

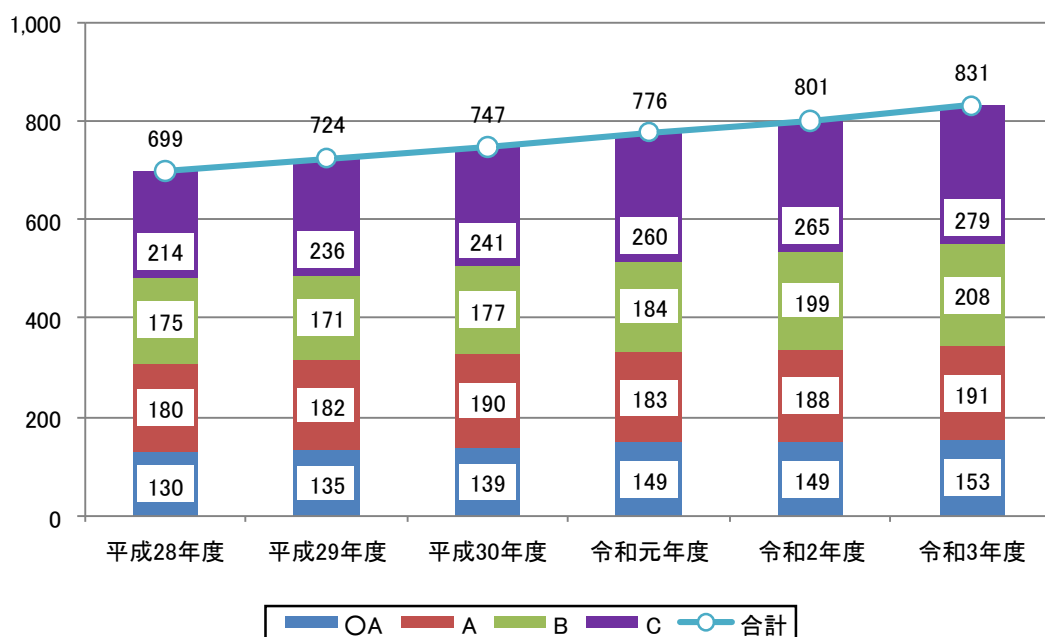
障がいのある人が、地域で安心して生活できるように、権利擁護の体制の充実に取り組む必要があります。

療育手帳所持者の状況（年齢別）



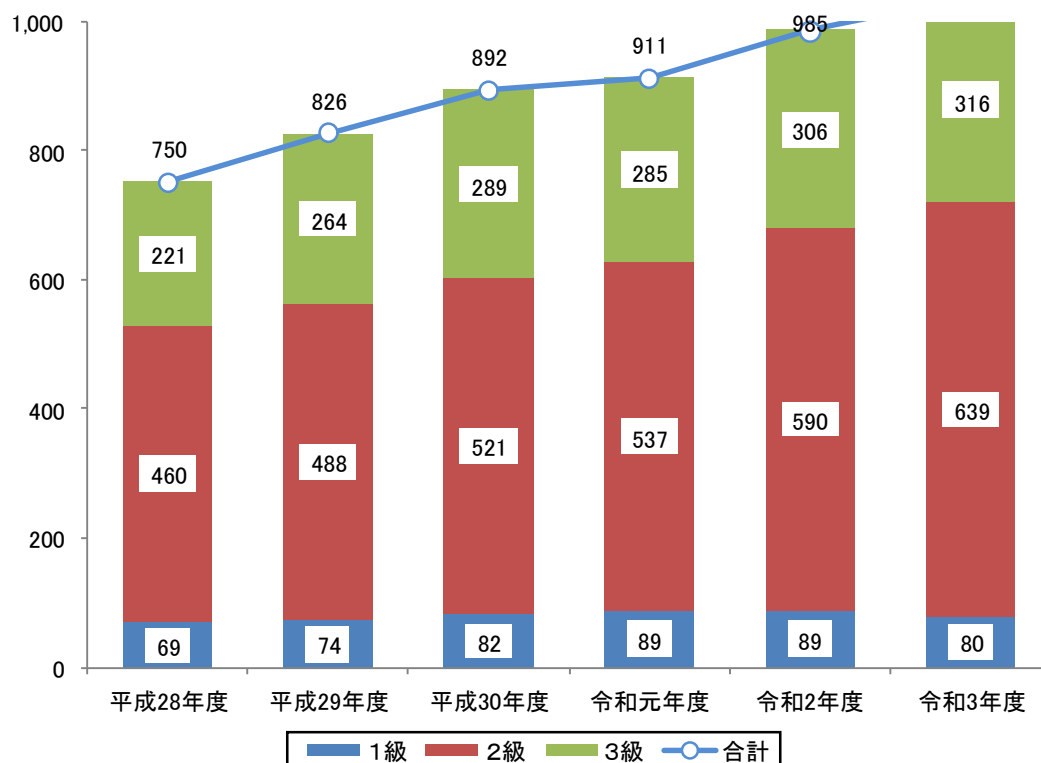
療育手帳所持者の状況（程度別）

（人）



精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（等級別）

（人）



第3章 計画の基本理念・施策概要

1 基本理念

この基本計画において、権利を擁護するために支援が必要な人に対して、その意思決定を支援することで、本人の自発的意思が尊重され、本人の権利が担保される地域づくりを目指して、本市の成年後見制度の利用促進を総合的かつ計画的に推進していくための基本理念を定めます。

基本理念

地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる地域づくり

2 施策概要

施策1

成年後見制度の普及・啓発

施策2

成年後見制度利用支援事業の充実

施策3

中核機関の設置運営及び具体的業務

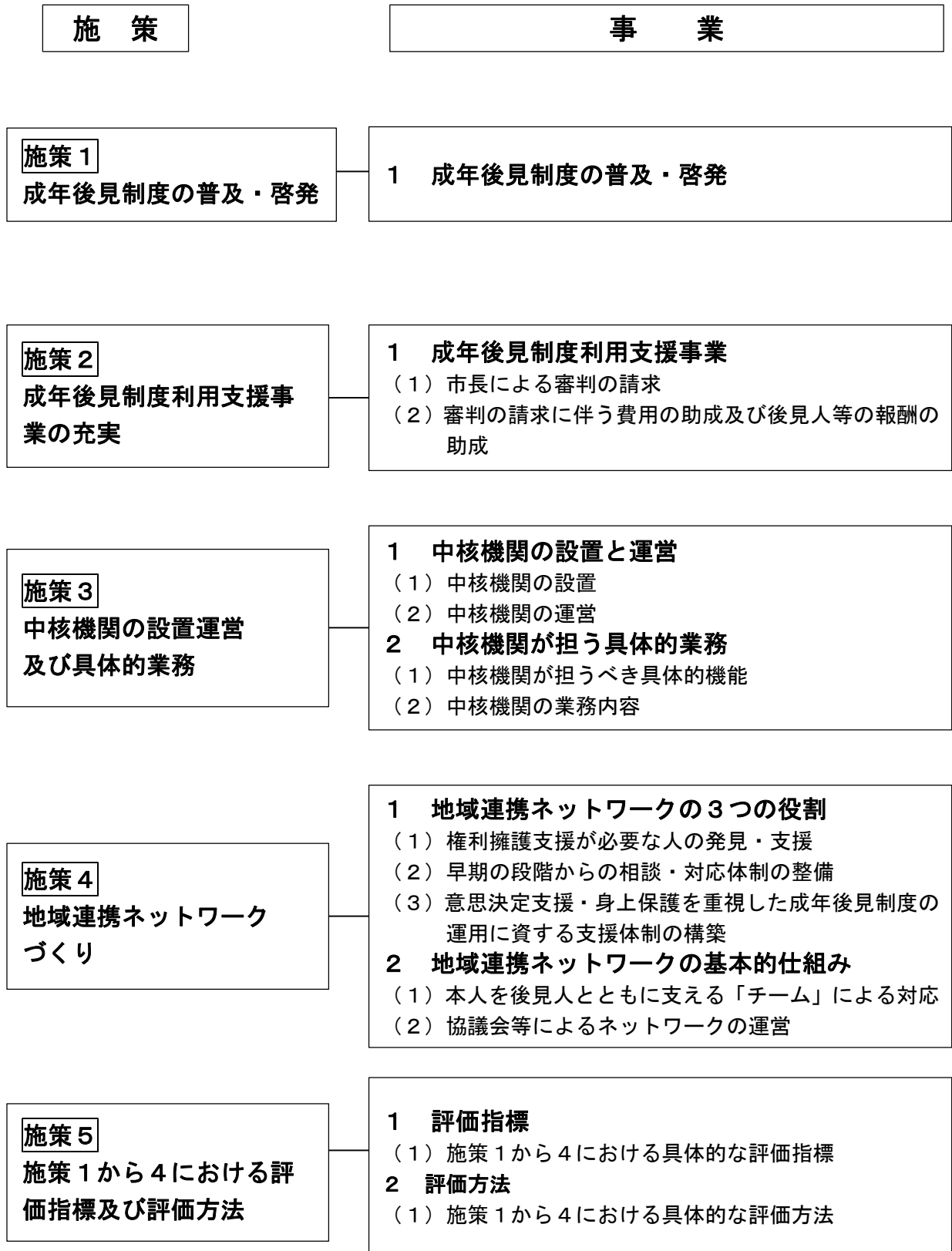
施策4

地域連携ネットワークづくり

施策5

施策1から4における評価指標及び評価方法

施策体系図



第4章 施策における具体的取組み

施策1 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度については、認知症などにより判断能力が衰えた方や将来の判断能力の低下に不安を抱く方のために、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度について広く周知を行います。

成年後見制度による支援が必要な市民が制度を利用できるように制度の普及・啓発に取り組みます。

1 成年後見制度の普及・啓発

市民に対する成年後見制度の広報・啓発について、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）は研修会やセミナーの開催、ホームページなどを活用するとともに、相談窓口の設置運営などの取組みを通じて成年後見制度の定着を図ります。

特に、本人の意思の反映・尊重の観点から、任意後見制度についても市民に対して周知を行っていきます。

（参考）市内における成年後見制度利用者数 ※令和4年10月1日現在

後見	保佐	補助	任意後見	合計
121人	30人	8人	1人	160人

（参考）県内における成年後見制度利用者数 ※令和4年10月1日現在

後見	保佐	補助	任意後見	合計
2,868人	453人	105人	19人	3,445人

施策 2 成年後見制度利用支援事業の充実

1 成年後見制度の利用支援事業

親族等による後見開始の審判の請求が期待できない高齢者については、市長が審判の申立てを行います。

また、申立経費や後見人等の報酬を負担することが困難な高齢者については、申立費用や後見人等報酬の助成を行います。

(1) 市長による審判の申立

親族等による後見開始の審判の申立が期待できない高齢者や障がい者については、老人福祉法などにより市長が申立てを行うことができるため、市は「取手市成年後見制度利用支援事業実施要綱」により、市長が申立てを行う場合の手続き等を定めるとともに、審判の請求に伴う費用の負担に関し必要な事項を定め、成年後見制度の利用支援に取り組んでいます。

成年後見制度利用支援事業（市長申立件数）の見込値

	平成 30 (2018) 実績	令和 1 (2019) 実績	令和 2 (2020) 実績	令和 3 (2021) 実績	令和 4 2022 見込値	令和 5 2023 見込値	令和 6 2024 見込値	令和 7 2025 見込値
高齢者	32 件	25 件	28 件	33 件	40 件	40 件	40 件	40 件
障がい者	2 件	3 件	2 件	0 件	2 件	2 件	2 件	2 件
合計	34 件	28 件	30 件	33 件	42 件	42 件	42 件	42 件

(2) 成年後見制度に係る審判の請求に伴う費用の助成及び後見人等の報酬の助成

本市に居所する者、本市が介護保険の保険者である者（住所地特例）や障害者総合支援法や生活保護法の規定による居住地特例対象者などに対して、成年後見制度にかかる審判に請求に伴う費用や、後見人等の報酬について助成が必要なため、「取手市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を定め、成年後見制度の利用に伴う費用等の助成を行うことで制度の円滑な利用を図っています。

特に、後見人等の報酬の助成について、司法・福祉専門職後見人の場合には、積極的に助成を行うこととしているため、さらに利用者の増加が見込まれます。

なお、任意後見監督人を含む後見監督人等に対しても報酬を助成できる

よう「取手市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を改正し、必要に応じた報酬の付与を行うこととします。

成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の見込値

	令和1 (2019) 実績	令和2 (2020) 実績	令和3 (2021) 実績	令和4 (2022) 見込値	令和5 (2023) 見込値	令和6 (2024) 見込値	令和7 (2025) 見込値	令和8 (2026) 見込値
高齢者	11件	25件	33件	30件	32件	34件	36件	36件
障がい者	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件
合計	13件	27件	35件	32件	34件	36件	38件	38件

施策3 中核機関の設置運営及び具体的業務

1 中核機関の設置と運営

(1) 中核機関の設置

本市における権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進するためには、全体構想設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う司令塔機能を持った機関の設置が必要です。

これらを踏まえて、本市は令和2年4月に市内全体を1つの区域とする成年後見制度の中核機関を設置しました。

(2) 中核機関の運営

中核機関の運営は、市（高齢福祉課・障害福祉課）が社会福祉協議会（成年後見サポートセンター）に一部業務委託を行い協働して行います。

これに合わせて市は、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職に対し、地域連携ネットワークの中心的な担い手として、中核機関の円滑な業務運営に積極的な協力を依頼します。

2 中核機関が担う機能と業務

(1) 中核機関が担う具体的機能

中核機関には、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、地域における協議会を運営する「事務局機能」、地域において、①権利擁護の支援の方針についての検討・専門的判断 ②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門職による専門的助言の支援の確保を中核機関が担保する「進行管理機能」以上3つの機能を果たします。

成年後見制度の利用により権利擁護支援が確実に実施されるためには、①司法・福祉の観点、②申立人は誰か、③どの職種を後見人候補者にするかについて必要に応じて確認する必要があります。

そのため、中核機関が担うべき機能を果たすため、引き続き次の体制で行います。

①成年後見制度等利用促進連携協議会（概ね年4回開催予定）

事務局：中核機関（市高齢福祉課・障害福祉課）

【成年後見制度等利用促進連携協議会で議論する内容】

- ア 地域課題の検討・調整・解決
- イ 不正防止のあり方の検討
- ウ 各チームの取組状況の報告・紹介
- エ 意思決定が困難な人への支援等の検討
- オ 消費者被害の防止のための情報共有

【成年後見制度等利用促進連携協議会を構成するメンバー】

- ・中核機関（市、成年後見サポートセンター）
- ・消費生活センター
- ・地域包括支援センター
- ・介護支援専門員
- ・医療機関相談員
- ・弁護士
- ・司法書士
- ・行政書士
- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・相談支援事業所
- ・介護老人福祉施設
- ・グループホーム
- ・住宅型有料老人ホーム
- ・NPO 法人とりで市民後見の会
- ・金融機関
- ・取手警察署
- ・水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部（オブザーバー）

②事務局会議（概ね月1回開催予定）

事務局：中核機関（市高齢福祉課・障害福祉課）

【事務局会議で議論する内容】

- ア 意見交換
- イ 協議会の運用

【事務局会議のメンバー】

市（高齢福祉課・障害福祉課）、成年後見サポートセンター

(2) 中核機関の業務内容

① 広報業務

- ア 成年後見制度にかかる講演会、研修会などの開催
- イ パンフレットの作成配布

② 相談業務

- ア 申立に関する相談支援
- イ 専門職が行う専門相談
- ウ 任意後見契約の相談支援（公証役場との連携）

③ 成年後見制度利用促進業務

- ア 受任者調整（マッチング）等の支援
 - ・ 親族後見人候補者の支援
 - ・ 法人後見候補者等の支援
 - ・ 受任者調整（マッチング）
- イ 家庭裁判所との連携

本業務においては、本人の意向の確認とともに、具体的にどのような生活の場面で困難さを抱えているのか、どこまで本人が出来ているのか等、行政・司法・福祉等の専門職、本人の従前からの支援者等が参画して協議し、支援方針を明確にする必要がある。

具体的には、地域包括支援センターが主催する「地域ケア個別会議」などの困難事例の課題解決を目的とする会議により、適切な後見候補者をある程度検討し、後見人候補者を決定する。

④ 担い手の育成・法人後見活動の促進

- ア 市民後見人の養成及び育成支援（フォローアップ研修含む）
- イ NPO法人とりで市民後見の会の活動支援
- ウ 成年後見サポートセンターの機能強化

特にアについては、市民の力を活かした「市民後見人」の活用が期待されているためNPO法人とりで市民後見の会が市民後見人の養成講座を主催し、中核機関が協力することで市民後見人を継続的に養成し、育成する取組を継続的に行います。

また、市民後見人として活動を希望する者についてはNPO法人とりで市民後見の会の会員として活動を行い、中核機関の支援を受けながら活動ができるようにフォローアップ研修もあわせて実施し、会員の資質の向上を図ります。

成年後見サポートセンターにおける新規受任件数の目標値

令和3 (2021) 実績値	令和4 (2022) 目標値	令和5 (2023) 目標値	令和6 (2024) 目標値	令和7 (2025) 目標値	令和8 (2026) 目標値
3件	3件	3件	3件	3件	3件

⑤ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- ア 日常生活自立支援事業利用者のアセスメントの実施
- イ 成年後見制度への移行支援

⑥ 後見人支援業務・不正防止効果

- ア 成年後見制度等利用促進連携協議会の開催
- イ 後見人支援に関して、必要に応じて関係機関への連絡・報告

施策4 地域連携ネットワークづくり

この基本計画の基本理念を実現するためには、中核機関を核として、本人の親族や司法・医療・福祉などの専門職団体、地域の関係機関などが連携するネットワークにより、本人及び後見人等を支援する体制を構築することが必要です。

1 地域連携ネットワークの3つの役割

(1) 権利擁護支援が必要な人の発見・支援

行政のほか地域包括支援センターや成年後見サポートセンターが相談支援を行い、身近な地域の成年後見制度の「相談機関」として活動しています。

地域連携ネットワークには、相談機関相互の情報交換や連携、支援困難な事例への対応など、権利擁護の支援が必要な人を発見し、成年後見制度の利用に結びつけていく役割があります。

(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

後見ニーズに関して早期の段階からの相談を受けることで、親族からの申立に関する相談支援、後見候補者の相談など行うことが可能となります。

地域連携ネットワークには、早期段階からの相談に対して、個々の事情に応じて最も適切な権利擁護ができるよう、関係機関が連携する体制を編成し、成年後見制度を利用する本人の意思決定に基づいた申立と支援がで

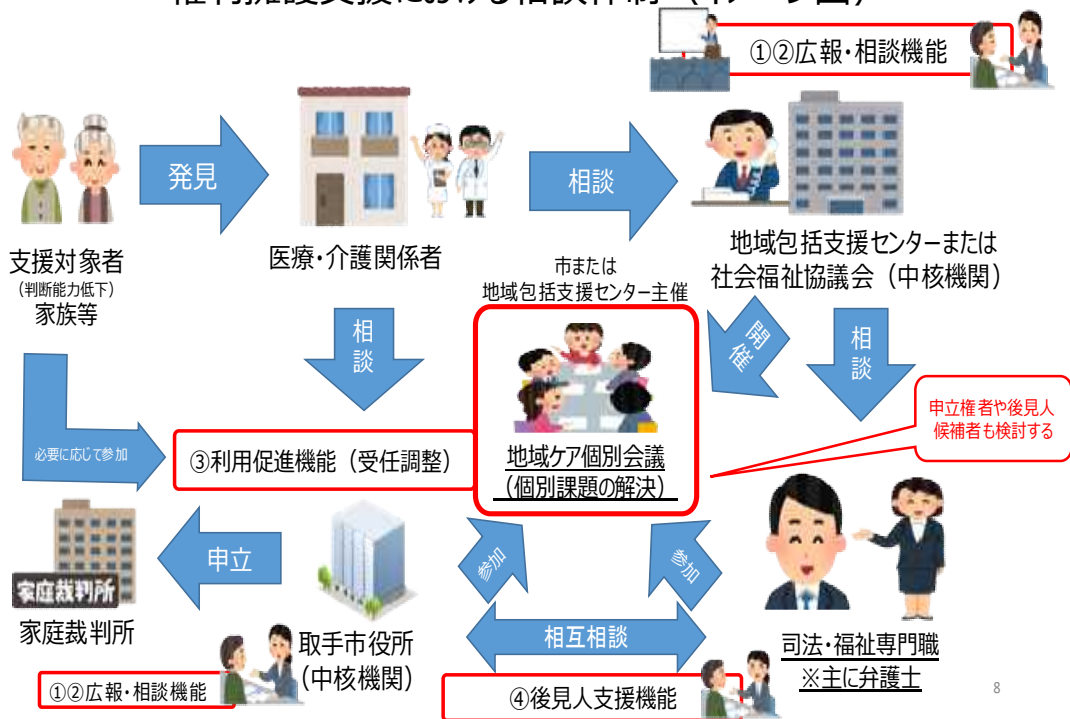
きるようにする役割があります。

(3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

権利擁護支援が必要な人について、本人に身近な親族や司法・医療・福祉・地域の関係者のほか、後見人が加わり、「チーム」としてかかわる体制づくりを進めます。

地域連携ネットワークには、本人の権利擁護に最も適切なチームを編成し運用する役割があるため、後見人を含む「チーム」が意思決定支援を行う際に、厚生労働省が発出している各種意思決定支援のガイドラインを踏まえ十分配慮します。

権利擁護支援における相談体制（イメージ図）



本人情報シート

～本人にまつわる情報を本人のために伝えていく～

本人情報シートは、日頃から本人を支えている福祉の支援者が、本人の日常生活・社会生活の状況に関する情報を記載して医師に伝えるための書式です。

ケアマネジャーや相談支援専門員、施設・病院の相談員、地域包括支援センター職員、成年後見サポートセンター職員、市の職員などが既存のチームで得ている情報を整理し、本人情報シートを通じて医師や家庭裁判所に伝えることで、診断や審判が適切に行われることにつながります。

本人の状況・状態の変化に応じた適切な支援の実現が図られるため、取手市では主に福祉支援者に対して、作成の協力を仰いでいます。

また、医療機関の相談員に周知したことで、本人情報シートの普及促進を図ります。

本人情報シート (成年後見制度用)

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審判のために提出していただくことを想定しています。
 ※ この書面は、本人又はその家族等から取りよせて作成されることを想定しています。
 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 年 月 日

本人 氏名: _____ 生年月日: _____年 月 日	所在地 氏名: _____ 職業(資格): _____ 連絡先: _____ 本人との関係: _____
--	---

1 本人の生活場所について
 自宅 (自宅での福祉サービスの利用 あり なし)
 施設・病院
 一 施設・病院の名称 _____
 住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について
 介護認定 (認定日: _____年 月)
 要支援 (1・2) 要介護 (1・2・3・4・5)
 障害者生活区分 (認定日: _____年 月)
 区分 (1・2・3・4・5・6) 容認曲
 療育手帳・愛の手帳など (手帳の名称 _____) (判定 _____)
 精神障害者保健福祉手帳 (1・2・3 級)

3 本人の日常・社会生活の状況について
 (1) 身体機能・生活機能について
 支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要
 (今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等)

(2) 認知機能について
 ① 認知機能が低下していることがあるか: あり なし
 (※ ありの場合は、古い情報を基に以下のアからエまでチェックしてください。
 エの項目は除外はありです。)
 ア 日常的な行為に関する意思の伝達について
 意思を伝達できる 伝達できない場合がある
 ほとんど伝達できない できない
 イ 日常的な行為に関する理解について
 理解できる 理解できない場合がある
 ほとんど理解できない 理解できない
 ウ 日常的な行為に関する短期的な配慮について
 配慮できる 配慮していない場合がある
 ほとんど配慮できない 配慮できない

1/2

本人情報シート様式

エ 本人が家族等を認識できているかについて
 正しく認識している 認識できていないところがある
 ほとんど認識できていない 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支援となる精神・行動障害について
 支援となる行動はない 支援となる行動はほとんどない
 支援となる行動がときどきある 支援となる行動がある
 (精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、経緯等)

(4) 社会・地域との交流頻度について
 週1回以上 月1回以上 月1回未満

(5) 日常の意思決定について
 できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない

(6) 金銭の管理について
 本人が管理している 継続又は第三者の支援を受けて本人が管理している
 継続又は第三者が管理している
 (支援(管理)を受けている場合には、その内容、支援者(管理業)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
 (※ 課題については、欄に当てはまるものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをするに際しての本人の認識
 申立てをすることを説明しており、知っている。
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
 申立てをすることを説明してあるが、知らない。
 その他
 (上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
 (※ 必要であれば記載してください。)

2/2

2 地域連携ネットワークの基本的仕組み

(1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域連携ネットワークのもとで権利擁護を必要としている人を支えるのは、親族・司法・医療・福祉・地域の関係者や後見人等で編成された「チーム」です。

「チーム」は、本人の課題やニーズを把握し、法的な権限を持つ後見人等とチーム員である関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、対応することになります。

主に在宅等で生活している方については、地域包括支援センターが主催する「地域ケア個別会議」などの困難事例の課題解決を目的とする会議のメンバーを「チーム」として位置づけ、権利擁護支援を行います。

なお、医療機関長期入院中や介護老人福祉施設等へ入所中の方については、医療機関の相談員や介護老人福祉施設等の相談員が中心となって「チーム」を構成し、権利擁護支援を行います。

具体的には、本人の生活状況に応じて以下のとおり「チーム」を構成します。

生活拠点	高齢者の場合 (主催者)	障がい者の場合 (主催者)
在宅 (自宅)	地域包括支援センター	障害福祉課 または 相談支援専門員
居宅 (住宅型有料老人 ホーム)	地域包括支援センター または 介護支援専門員	
介護保険3施設 グループホーム 障がい者施設	施設相談員	施設相談員
医療機関 (療養型)	医療機関相談員	医療機関相談員

(2) 成年後見制度等利用促進連携協議会によるネットワークの運営

地域連携ネットワークは、構成メンバーとなる相談機関、司法・医療・福祉の専門職団体、地域の関係団体などの緊密な連携とネットワークの円滑な運営が必要になります。

このため、専門職団体、関係機関等で構成する「成年後見制度等利用促進連携協議会」（以下、「連携協議会」という。）を設置し、多職種間の更なる連携強化策など、権利擁護に関する課題の検討、調整、解決などを行います。

昨今、平成 26 年 6 月の消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の改正により、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」（以下、「地域協議会」という。）を設置できることが規定されました。

そのため、本市では効果的かつ効率的に取組みを進めるため「連携協議会」と「地域協議会」を併せて組織化することで、消費者被害の防止の視点も含めた権利擁護支援や成年後見制度の利用促進の強化に向けた全体構想とその実現への進行管理・コーディネート等を行う司令塔機能を担います。

なお、「地域協議会」に関する関係機関との連絡・調整の事務局は、消費生活センターが担うこととします。

(参考)

○ 地域協議会の効果

問題点	個人情報の扱いの観点から、本人同意がない場合は目的外利用及び第三者提供ができないため、必要な相談が消費生活センターにつながらず被害拡大
-----	---



可能になること	1. 地域での被害情報の共有 2. 個人情報の提供 (個人情報保護法の例外規定)
---------	--

※消費者安全法

第三節 地方公共団体の長に対する情報の提供

第十一条の二 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報その他の内閣府令で定める情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

2 地方公共団体の長は、内閣府令で定めるところにより、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該他の地方公共団体の長に対し、消費生活相談の事務の実施により得られた情報で、当該他の地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

3 国民生活センターの長は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談の業務の実施により得られた情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

(消費者安全確保地域協議会)

第十一条の三 国及び地方公共団体の機関であって、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの(以下この条において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

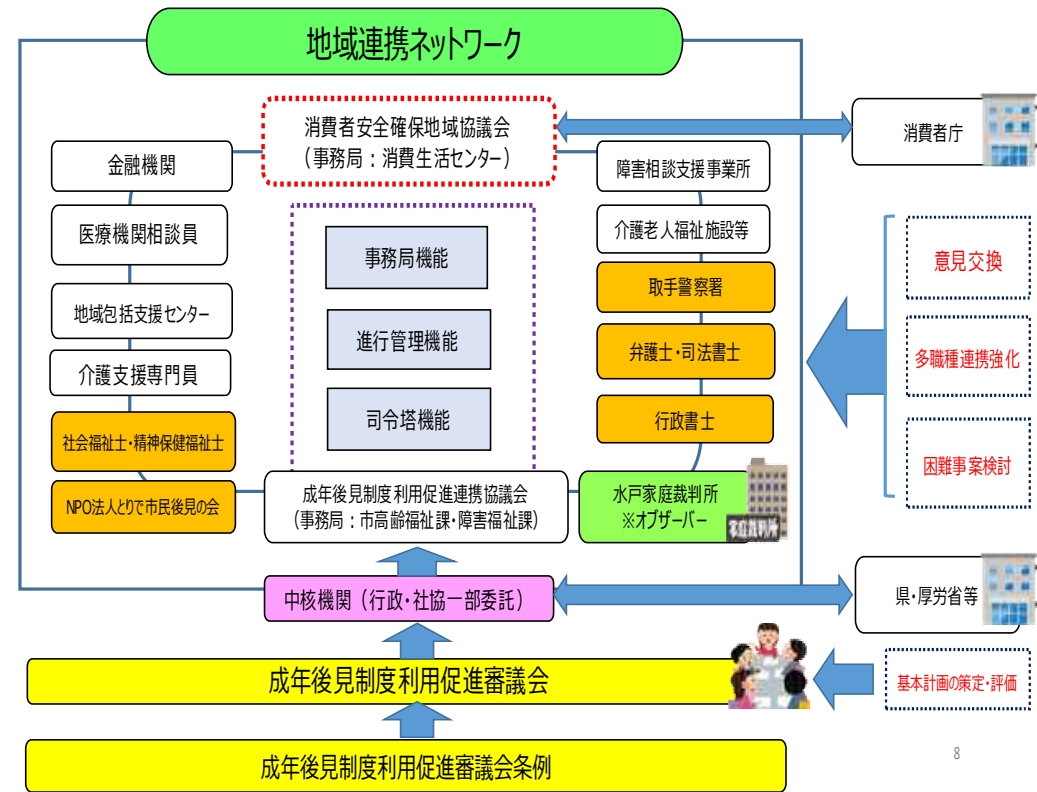
2 前項の規定により協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、病院、教育機関、第十一条の七第一項の消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者を構成員として加えることができる。

中核機関の運営主体及び機能について

地域連携ネットワークの3つの役割等	中核機関の機能	主となる事務局
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	①広報業務	中核機関 (市高齢福祉課・ 障害福祉課・成年 後見サポートセン ター)
早期の段階からの相談・対応体制の整備	②相談業務	
意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	④担い手の育成・法人後見活動の促進	NPO 法人とりで市民後見の会
	⑤日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行	中核機関 (成年後見サポ ートセンター)
	③成年後見制度利用促進業務	中核機関 (市高齢福祉課・ 障害福祉課) ※司令塔機能 ※事務局機能 ※進行管理機能
	⑥後見人支援業務・不正防止効果	
高齢者等の消費者被害防止	①地域での被害情報の共有	消費生活センター

※①広報業務と②相談業務については、地域包括支援センターやNPO法人とりで市民後見の会においても対応する

取手市における成年後見制度利用促進ネットワーク図



施策5 施策1から4における評価指標及び評価方法

1 評価指標

(1) 施策1から4における具体的な評価指標

No	大項目	小項目
施策1	成年後見制度の普及・啓発	市民向け講演会及び専門職向け研修会の開催回数
施策2	成年後見制度利用支援事業の充実	市長による審判の申立件数
		後見人等（監督人含む）報酬助成件数
施策3	中核機関の設置運営及び具体的業務（担い手の育成・法人後見活動の促進）	市民後見人養成講座及びフォローアップ研修の開催回数
		成年後見サポートセンター受任件数
施策4	中核機関の運営及び地域連携ネットワークづくり	成年後見制度等利用促進連携協議会の開催回数
		受任者調整（マッチング）件数
		本人を後見人とともに支える「チーム」による会議の開催回数

2 評価方法

(1) 施策1から4における具体的な評価方法

評価方法については、上記1の評価指標に基づき、取手市成年後見制度利用促進審議会において、進捗状況や実施状況等を確認評価することにより、必要に応じて計画の見直し等を行います。

＜参考資料＞

○取手市成年後見制度利用促進審議会条例

平成 30 年 12 月 19 日

条例第 46 号

(設置)

第 1 条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号。以下「法」という。)第 14 条第 2 項の規定に基づき、本市の区域における成年後見制度の利用の促進に関し調査審議するため、取手市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 法第 2 条第 3 項に規定する成年後見等実施機関の設立等に係る支援に関すること。
- (3) 法第 14 条第 1 項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法律に関し優れた識見を有する者
- (2) 医療又は福祉に関し優れた識見を有する者
- (3) 成年後見制度に関し優れた識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会

議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

(施行期日)

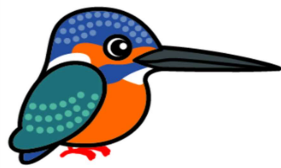
1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第59号)の一部を次のように改正する

取手市成年後見制度利用促進審議会委員

No	所属等	職種・役職等	氏名	備考
1	ふれあい通り法律事務所	弁護士	千葉 真理子	会長
2	有川法律事務所	弁護士	有 川 保	
3	うしく法律事務所	弁護士	倉 部 奈々	
4	戸村司法書士	司法書士	戸 村 勝 夫	
5	土信田司法書士事務所	司法書士	土 信 田 和 芳	副会長
6	相談とりで相談室 行政書士山崎ともこ事務所	行政書士	山 崎 友 子	
7	こもり社会福祉士事務所	社会福祉士	小 森 弘 道	
8	茨城県精神保健福祉士会	精神保健福祉士	猪 瀬 厚	
9	NPO 法人とりで市民後見の会	理事長	丸 山 忠 信	
10	取手市社会福祉協議会	成年後見 サポートセンター	安 田 理 恵	
11	地域包括支援センター 緑寿荘	主任介護支援専門員	吉 田 貴 子	
12	取手市介護支援専門員 連絡協議会会長	主任介護支援専門員	細 田 貴 士	
13	介護老人福祉施設 連絡協議会会長	特別養護老人ホーム 水彩館	大兼久 つかね	
14	取手北相馬保健医療センター 医師会病院	医療相談員	吉 川 史 仁	
15	消費生活センター	係長	大 手 明 子	



第二期取手市成年後見制度利用促進基本計画

発行：取手市福祉部高齢福祉課

住所：〒302-8585

茨城県取手市寺田5139番地

電話：0297-74-2141（代）

URL：<http://www.city.toride.ibaraki.jp>